

『MARINA』利用規約

本規約は、株式会社日本 M&A センター（以下「当社」といいます）が運営する日本 M&A 協会（以下「当協会」といいます）及び当協会が提供するサービス『MARINA』を利用する者との間の利用関係を定めるものです。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約において使用される用語の定義は、本規約で特段の定めがない限り、以下の各号に定めるとおりとします。

（1）本サイト

<https://ma-association.com/>

パスワード：利用登録者毎に設定

（2）本サービス

当協会が本サイトを通じて利用登録者に提供するサービス（『MARINA』）

（3）利用登録申込者

当協会が別途定める方法により本サービスの利用登録を申し込んだ者

（4）利用登録者

当協会が別途定める方法により本サービスの利用登録を申し込み、当協会が本サービスの利用登録者として登録した者

（5）利用契約

本規約により規律される利用登録者と当協会との本サービスの利用に関する契約

（6）グループ会社

当社及び当社の親会社である株式会社日本M&Aセンターホールディングス（以下「HD」といいます）並びに、HD の連結子会社及び持分法適用会社

第2条（本サービス）

1 当協会は、本サービスとして、本規約に規定されたサービスを利用登録者に対し関連法令を遵守して提供します。

2 当協会は、専ら利用登録者自身若しくは利用登録者の顧問先の M&A を支援する目的のために、利用登録者に対し本サービスを提供します。

第2章 利用登録

第3条（利用登録申込）

1 利用登録申込者は、当協会が別途定める方法により、本規約に同意し、当協会が指定する情報を当協会に提供した上、当協会に対し本サービスの利用登録を申し込むものとします。

2 当協会は、利用登録申込の審査又は利用登録申込者の本人確認のために必要と判断した場合、利用登録申込者に対し当協会が指定する情報の提供を求めることができるものとします。この場合、利用登録申込者は、直ちに指定された情報を当協会が指定する方法で当協会に対し提供するものとします。

3 利用登録申込者は、申し込みの時点で、当協会及びグループ会社からの連絡を受けること（当協会及びグループ会社担当者からの個別的な連絡及びメールマガジンの配信を含む。）、並びに当該連絡にはグループ会社及び

第三者の広告等が送信される可能性があることを承諾するものとします。

第4条（利用登録）

1 当協会は、利用登録申込に対し当協会所定の審査を行った上で、利用登録を承諾する場合には、利用登録申込者に対し利用登録を承諾する旨を当協会が別途定める方法で通知するものとします。

2 当協会は、利用登録を承諾する場合、利用登録申込者を利用登録者として登録するものとします。

第5条（パスワードの設定）

当協会は、前条第2項に基づき利用登録申込者を利用登録者として登録する場合、利用登録者が本サービスを利用するためのパスワードを設定し、当協会所定の方法で前条第1項に定める通知をします。

第6条（利用登録の拒否事由）

1 当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録を承諾しないことができるものとします。この場合、当協会は、利用登録申込者に対し利用登録を承諾しない旨を当協会が別途定める方法で通知するものとし、その理由を説明する義務を負わないものとします。

（1）利用登録申込者が利用登録申込に当たり虚偽の事実を申告したとき

（2）利用登録申込者（利用登録申込者が法人である場合は、その役員、従業員その他の構成員を含みます）が過去に本規約に違反したことがあるとき

（3）利用登録申込者（利用登録申込者が法人である場合は、その役員、従業員その他の構成員を含みます）が以下の①ないし⑪のいずれかに該当するとき

① 暴力団（団体の構成員（団体の構成団体の構成員を含みます）が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

② 暴力団員（暴力団の構成員）

③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者）

④ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）

⑤ 総会屋等（総会屋、会社ゴロその他企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

⑥ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動又は政治活動を仮装又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

⑦ 特殊知能暴力集団等（上記①ないし⑥に掲げる者以外で、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）

⑧ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

⑨ 暴力団員等（前各号に該当する者をいいます。以下同じです）が経営を支配していると認められる関係を有する者

⑩ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

⑪ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

⑫ 暴力団員等に対してこれを認識の上、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

⑬ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑭ その他上記①ないし⑬に準ずる者

(4) 利用登録申込者が監督官庁から業務停止又は営業に係る免許若しくは登録の取消しの処分を受けたことがあるとき

(5) 前各号に定めるほか、当協会が本サービスを利用させるのが適当ではないと判断したとき

2 利用登録申込者は、当協会が利用登録を承諾しない場合でも、当協会の審査結果を受け入れるものとし、当協会に対し一切の異議を申し立てることはできないものとします。

第3章 譲渡希望企業情報登録

第7条（譲渡希望企業情報の登録）

1 譲渡希望企業情報の登録を希望する利用登録者は、本サイト上で所定の項目を入力する方法により、当該情報の登録を行うことができますものとします。

2 前項の定めにかかわらず、利用登録者は、譲渡希望企業又は譲渡希望企業の代理人から、本サイトを通して譲渡希望企業情報登録を行う旨の依頼又は承諾のない場合に、「譲渡希望企業情報」として登録してはならないものとします。

第3－2章 譲受希望企業情報登録

第7－2条（譲受希望企業情報の登録）

1 譲受希望企業情報の登録を希望する利用登録者は、本サイト上で所定の項目を入力する方法により、当該情報登録を行うことができますものとします。

2 前項の定めにかかわらず、利用登録者は、譲受希望企業又は譲受希望企業の代理人から、本サイトを通して譲受希望企業情報登録を行う旨の依頼又は承諾のない場合に、「譲受希望企業情報」として登録してはならないものとします。

第4章 本サービスの利用

第8条（本サービスの利用）

1 利用登録者は、本サービスを本規約に従って利用するものとします。

2 利用登録者は、現在及び将来にわたって第6条第1項3号記載の①ないし⑭に該当しないことを表明し保証するものとします。

3 当協会は、利用登録者に対し当協会が指定する情報の提供を求めることができますものとします。この場合、利用登録者は、直ちに指定された情報を当協会が指定する方法で当協会に対し提供するものとします。利用登録者は、指定された情報を提供しない場合、本サービスを利用できないことを承諾するものとします。

4 当協会が本サービスにおいて取り扱う第三者が提供するサービス・第三者が運営するウェブサイト、その他第三者による投稿等（併せて以下「第三者提供サービス等」といいます）がある場合、利用登録者は、第三者提供サービス等について当該第三者が掲げる提供条件、利用規約等に従うものとし、当協会は第三者提供サービス等に対し何らの推奨や保証を行うものではなく一切責任を負いません。

第 9 条（利用期間）

利用登録者は、本規約に特段の定めがない限り、第 19 条に基づき当協会が本サービスを終了する日まで、本サービスを利用することができるものとします。

第 10 条（パスワードの管理）

1 利用登録者は、設定されたパスワードの管理について善良なる管理者の義務を負うものとし、その管理について一切の責任を負うものとします。

2 利用登録者は、設定されたパスワードを第三者に使用させ、第三者に譲渡若しくは貸与し、又は第三者のための担保に供するなど一切の処分をしてはならないものとします。

3 利用登録者は、パスワードが漏洩し又は第三者に不正に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当協会に連絡し、当協会から対応についての指示がある場合には、これに従うものとします。

第 11 条（利用端末等の設置及び維持）

利用登録者は、自らの責任と費用負担において、本サービスを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他必要となる一切の設備等を用意し、マルウェア対策やセキュリティーツールを導入する等、セキュリティが確保された状態でインターネットに接続できる環境を整えて、本サービスを利用するものとします。

第 12 条（システムの管理）

当協会は、本サービスを円滑に提供できるよう、サーバー等の本サービスの提供に必要な当協会の設備等を保守管理するものとします。

第 13 条（禁止事項）

利用登録者は、本サービスを利用するに当たり、以下の各号のいずれかに該当し又は当協会が該当するおそれがあると判断する行為を行ってはならないものとします。

（1）パスワードを不正に使用し又は第三者をして使用させる行為

（2）パスワードを第三者に譲渡し、貸与し又は第三者のための担保に供する行為

（3）本サービスを通じて又は本サービスに関連してコンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為

（4）本サイトのシステム又は本サイトで使用されているソフトウェアのプログラムについてリバースエンジニアリング、デコンパイル又は逆アセンブルを加える行為

（5）－ 1 当協会の許諾なく、本サービスで提供されている情報の全部又は一部を自己のデータベース構築、広告宣伝その他の営業に利用する行為（スクレイピングによる情報収集、iframe により本サイトの記載を当協会以外の者による提供との外観を生じさせる行為を含みますが、これらに限られません）

（5）－ 2 当協会の承諾なく、本サイトの API に外部サーバーからアクセスする行為

（6）本サービスを利用することで入手した情報（集計、加工、分析等を加えた情報を含みます）を第三者に開示する行為

（7）本サイトを通じた情報開示において、故意又は重過失により事実を告げず又は不実のことを告げる行為

（8）本サイトを通じた情報開示において、実際よりも優良であり又は有利であると誤認されるおそれのある表示をする行為

(9) 不正・虚偽・重複・なりすましその他の不正な利用登録により、当協会が提供する特典を含む利益を享受する行為

(10) 他の利用登録者を威迫し又は困惑させる行為

(11) 当協会及びグループ会社の信用若しくは名誉を毀損し又は当協会及びグループ会社の財産を侵害する行為

(12) 第三者を差別、侮辱若しくは誹謗中傷し又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

(13) 当協会、グループ会社又は本サービスに関連する第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為

(14) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為

(15) 法令又は公序良俗に違反する行為

(16) 前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

(17) その他本規約に違反し当協会との信頼関係を破壊する行為

第5章 本サービスの変更、停止等

第14条（利用の停止）

1 当協会は、利用登録者が以下の各号又は前条各号のいずれかに該当するおそれがあると判断した場合、当該利用登録者に対し本サイト上の表示、メールその他の方法で通知をした上で、本サービスの利用を停止することができるものとします。

(1) 利用登録者が第6条第1項各号（なお、同条項各号の「利用登録申込者」を「利用登録者」に読み替えるものとします）のいずれかに該当するとき

(2) 利用登録者が本サービスの利用に当たり虚偽の事実を登録していたことが判明したとき

(3) 利用登録者が登録した情報が当協会の別途定める拒否事由に該当するとき

(4) 前各号に定めるほか、当協会が利用登録者による本サービスの利用が適当ではないと判断したとき

2 前項に基づき本サービスの全部又は一部の利用が停止された場合でも、第9条に定める本サービスの利用期間は延長されないものとします。

3 第1項に基づき本サービスの全部又は一部の利用が停止された場合でも、利用登録者は、当協会に対し一切の異議の申立てその他一切の請求をすることはできないものとします。

4 第1項に基づき本サービスの全部又は一部の利用を停止した場合でも、当協会は、第1項に定める事由に該当するおそれがなくなつたと判断したときは、当該利用登録者に対し本サービスの全部又は一部の利用を再開させることができるものとします。

第15条（利用登録の抹消）

1 当協会は、利用登録者が第6条第1項各号（なお、同条項各号の「利用登録申込者」を「利用登録者」に読み替えるものとします）又は第13条各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該利用登録者に対し本サイト上の表示、メールその他の方法で通知をした上で、利用登録を抹消することができるものとします。

2 前項に定める場合、当協会は、当該利用登録者の登録した情報を抹消することができるものとします。

3 第1項に基づき利用登録が抹消された場合、利用契約は当然に終了するものとします。

4 第1項に基づき利用登録が抹消された場合でも、利用登録者は、当協会に対し一切の異議の申立てその他一切の請求をすることはできないものとします。

第16条（本サービスの変更等）

1 当協会は、任意に且つ利用登録者に対する事前の通知なく本サービスの変更、追加（以下「本サービスの変更等」といいます）を行うことができるものとします。

2 前項に基づき本サービスの変更等が行われた場合でも、利用登録者は、当協会に対し一切の異議の申立てその他一切の請求をすることはできないものとします。

第17条（本サービスの提供の一時的中断）

1 当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用登録者に対し本サイト上の表示、メールその他の方法で通知をした上で、相当の期間、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

（1）本サービスの提供に必要な設備等の保守を行うとき

（2）運用上又は技術上の理由に基づき当協会が本サービスの提供の中断が必要と判断したとき

2 当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知を要することなく、その状態が解消されるまで本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

（1）本サービスの提供に必要な設備等が滅失・毀損したために本サービスを提供することができなくなったとき

（2）火災、停電、天変地異その他不可抗力により本サービスを提供することができなくなったとき

（3）電気通信事業者が電気通信サービスを中断又は中止したために本サービスを提供することができなくなったとき

（4）その他前各号に準ずるとき

3 第1項又は第2項に基づき本サービスの全部又は一部の提供が中断された場合でも、第9条に定める本サービスの利用期間は延長されないものとします。

4 第1項又は第2項に基づき本サービスの全部又は一部の提供が中断された場合でも、利用登録者は、当協会に対し一切の異議の申立てその他一切の請求をすることはできないものとします。

第18条（本サイトへのアクセス制限）

1 当協会は、本サイトの運営に関し、本サービスの利用を監視し、本サイトへのアクセスの集中、サーバーダウンの回避その他合理的な理由があると認めるときは、当協会の裁量により本サイトへのアクセスを制限することができるものとします。

2 前項に基づき本サイトへのアクセスが制限された場合でも、第9条に定める本サービスの利用期間は延長されないものとします。

3 第1項に基づき本サイトへのアクセス制限が行われた場合でも、利用登録者は、当協会に対し一切の異議の申立てその他一切の請求をすることはできないものとします。

第19条（本サービスの終了）

当協会は、本サービスを終了する場合、事前に利用登録者に対し本サービスを終了する旨を当協会所定の方法で通知・掲示するものとします。この場合、本サービスは、当協会が指定する日（ただし、本サービスの終了の通知を発した日から7日以上期間をおくものとします）をもって終了するものとし、利用契約は、同日の満了をもって当然に終了するものとします。

第20条（利用登録者による中途解約）

1 利用登録者は、当協会に対し当協会所定の方法により、利用契約を中途解約することができるものとします。

2 前項に基づき利用契約が終了した場合でも、利用登録者は、当協会に対し一切の請求をすることはできないものとします。

ものとしします。

第 2 1 条（解除）

1 当協会は、利用登録者が本規約に違反した場合、当協会が当該違反の是正を求めたにもかかわらず 7 日以内に当該違反が是正されないときは、利用登録者に対し当協会所定の方法で通知する方法により利用契約を解除することができるものとしします。

2 前項の定めにかかわらず、利用登録者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当協会は、何らの催告を要することなく、利用登録者に対し当協会所定の方法で通知する方法により利用契約を解除することができるものとしします。

（1）利用登録申込又は本サービスの利用に当たり当協会に届け出た内容に虚偽があったとき

（2）その他本規約に違反し当協会との信頼関係が破壊されたとき

3 前 2 項に基づき利用契約が解除された場合、利用契約は将来に向かってのみ効力を失うものとし、利用登録者は、当協会に対し異議の申立てその他一切の請求をすることはできないものとしします。

4 利用登録者は、第 1 項又は第 2 項に基づき利用契約が解除された場合、当協会に損害が生じているときは、直ちにこれを賠償する責任を負うものとしします。

第 2 2 条（損害賠償）

利用登録者は、本規約に違反したことに起因して当協会に損害を加えた場合には、直ちに当協会に対しこれを賠償する責任を負うものとしします。

第 2 3 条（利用契約終了後の措置）

1 利用契約が終了した場合、当協会は、利用登録者に発行されているパスワードを無効化し、以後、本サービスを利用させないものとしします。

2 利用登録者は、利用契約終了後の措置について当協会の指示に従うものとしします。

第 2 4 条（存続条項）

本規約の条項のうち、第 1 5 条第 2 項及び第 4 項、第 2 1 条第 3 項及び第 4 項、第 2 2 条、第 2 3 条、本条、ないし第 2 8 条、第 3 0 条、第 3 1 条、第 3 3 条ないし第 3 5 条の各条項は、利用契約終了後も引き続き効力を有するものとしします。

第 6 章 秘密保持及び個人情報の取扱い

第 2 5 条（秘密保持）

1 当協会及び利用登録者は、当サービスを利用するに際して互いに開示した情報につき、相手方の事前の同意なく、第三者に開示してはならないものとしします。ただし、以下の各号に定める情報に関しては、この限りではないものとしします。

（1）開示された時点で既に公知公用となっていた情報

（2）開示された後受領者の責めによらないで公知公用となった情報

（3）開示された時点で既に受領者が保有していた情報

（4）既に開示された情報によることなく受領者が独自に開発した情報

（5）受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に受領した情報

2 当協会及び利用登録者は、前項の定めにかかわらず、他の利用登録者から受領した情報の開示を法令又は裁判所の命令により義務付けられた場合、当該義務の履行に必要な範囲で当該情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行う場合、当該利用登録者は、事前に（緊急やむを得ない場合には、事後速やかに）当該他の利用登録者に対し通知するものとします。

3 当協会及び利用登録者は、第1項の定めにかかわらず、事業の引継ぎ又は引受けに必要な範囲で弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士又は社会保険労務士等の有資格者に情報を開示することができるものとします。ただし、利用登録者は、当該第三者に対し自らが負担する秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

4 前3項に定める秘密保持義務は、利用契約終了後2年間存続するものとします。

5 利用登録者は、当協会及びグループ会社が利用登録者に対し、登録された情報に基づいて連絡をすることがあることを承諾するものとします。

第26条（個人情報の取扱い）

1 当協会が、本サービスの提供に当たり収集する個人情報の取扱いについては、株式会社日本 M&A センターが定め、次の URL より公開している個人情報保護方針に基づくものとし、登録利用者は同方針に基づき当協会が個人情報を取り扱うことに同意するものとします。

<https://www.nihon-ma.co.jp/privacy/>

2 利用登録者は、利用登録者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に定める「個人情報取扱事業者」に該当する場合、自らの責任において法令を遵守するものとします。

第7章 その他

第27条（自己責任）

1 利用登録者は、自らの責任において本サービスを通じて提供される情報を利用するものとします。

2 利用登録者は、本サービス上の情報を閲覧又は利用して行った一切の行為及びその結果について自ら責任を負うものとし、当協会に対し一切の迷惑を及ぼしてはならないものとします。

3 利用登録者は、本サービスの利用に関し第三者からの問い合わせ、クレームその他請求があった場合は、自らの責任と費用においてこれを処理解決するものとし、第三者が当協会に対し何らかの請求をする場合には当協会を免責させ、当協会に対し一切の迷惑を及ぼしてはならないものとします。

4 利用登録者は、当協会からの求めがあった場合には、第三者からの問い合わせ、クレームその他請求への対応状況を遅滞なく報告するものとします。

第28条（免責）

1 当協会は、本サービスの動作に当たりエラーがないことを一切保証するものではありません。

2 当協会は、本サイトで提供される情報の完全性、正確性、確実性、適法性及び有用性を一切保証するものではありません。

3 当協会は、本サービスの内容が利用登録者の要求を満たすことを一切保証するものではありません。

4 当協会は、以下の各号のいずれかに該当する損害に関し一切の責任を負わないものとします。なお、本項に定める損害には、利用登録者と第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含むものとします。

（1）第6条第1項に基づく利用登録の不承諾により発生した損害

（2）第10条の定めに違反して利用登録者が自ら管理するパスワードが漏洩、紛失し又は不正使用されたこ

とにより発生した損害

- (3) 第 11 条の定めに違反して利用登録者が利用端末等の設置及び維持を行わなかったために発生した損害
- (4) 第 14 条第 1 項に基づく本サービスの全部又は一部の利用の停止により発生した損害
- (5) 第 15 条第 1 項に基づく利用登録の抹消により発生した損害
- (6) 第 16 条第 1 項に基づく本サービスの変更等により発生した損害
- (7) 第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく本サービスの提供の一時的中断により発生した損害
- (8) 第 18 条第 1 項に基づく本サイトへのアクセス制限により発生した損害
- (9) 第 19 条に基づく本サービスの終了により発生した損害
- (10) 第 20 条第 1 項に基づく利用登録者による中途解約により発生した損害
- (11) 第 21 条第 1 項又は第 2 項に基づく利用契約の解除により発生した損害
- (12) 第 29 条第 1 項又は第 2 項の定めに違反して利用登録者が届出事項の変更を行わなかったために発生した損害
- (13) 当協会の責めに帰すべき事由によらず情報が漏洩又は滅失・毀損したことにより発生した損害（当協会の履行補助者の責めに帰すべき事由によるときは、当協会の責めに帰すべき事由によらないものとします）
- (14) 本サイトで提供される情報の完全性、正確性、確実性、適法性又は有用性に起因して発生した損害

第 29 条（届出事項の変更）

- 1 利用登録者は、利用登録者となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、メールアドレス、属性その他本サービスの利用登録申込に当たり当協会に届け出た事項に変更を生じた場合には、直ちに当協会に対し当協会所定の方法により届け出るものとします。
- 2 利用登録者は、本サービスの利用に当たり当協会に届け出た事項に変更を生じた場合には、直ちに当協会に対し当協会所定の方法により届け出るものとします。
- 3 前 2 項の届出を怠ったため、当協会からの通知が延着し又は到着しなかったときは、通知を送付した時点で当協会に届け出られている内容を基準として通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第 30 条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用登録者は、利用契約上の地位又は利用契約に基づき発生する権利若しくは義務を、当協会の事前の書面又は当協会所定の方法による承諾なく、第三者に譲渡し、貸与し又は担保に供するなど一切の処分をしてはならないものとします。

第 31 条（著作権等）

- 1 本サイトに掲載され、又は本サイトを通じて提供される文章、写真、画像、動画、動画等（以下、併せて「情報等」といいます。）に関わる著作権その他の権利は、当社又は当社に使用を認めた権利者に帰属します。
- 2 利用登録者は、法律によって認められる範囲を超えて、情報等を無断で使用（複製、改ざん、頒布等を含みます）してはならないものとします。
- 3 本サイトで使用される商標（トレードマーク）は、当社又は当社に使用を認めた権利者に帰属し、利用登録者が無断で使用することはできません。

第 32 条（本規約の追加及び変更）

- 1 当協会は、必要に応じていつでも本規約（本規約の細則を含みます。以下、本条において同じです）を追加又は変更することができるものとします。

2 当協会が別途規定を追加又は変更した場合、当該規定は本規約の一部を構成するものとします。

3 当協会が、第1項に基づき本規約を追加又は変更した場合、追加又は変更後の本規約の効力は、当協会が本規約の追加又は変更を利用登録者に対し書面、電子メール又は本サイト上で通知・掲示した日から生じるものとします。

4 当協会が前項の通知を行った以後、利用登録者が本サービスを利用した場合、利用登録者は本規約の追加又は変更に同意したものとみなします。

5 当協会は、本規約について、誤記訂正又は項番修正等の軽微な変更を行う場合、前項の通知は行わないものとします。

第33条（協議事項）

当協会と利用登録者は、利用契約に関連して当協会と利用登録者との間で紛争を生じた場合には、相互に誠意をもって協議するものとします。

第34条（専属的合意管轄）

利用契約に関連して当協会と利用登録者との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとします。

附則

本規約は2025年10月1日から施行します。

以上

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング24階

日本 M&A 協会 事務局（株式会社日本 M&A センター コンサルタント戦略営業部）

